

# 住民税非課税世帯などに7万円給付 物価高騰対応重点支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、暮らしを支援する経済対策の一環として、住民税非課税世帯などに現金7万円が支給されます。

## 1. 対象者

次のどちらかに該当する世帯 ※重複して給付を受けることはできません。

- 令和5年12月1日時点で甲佐町に住民票があり、令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯の世帯主
- 令和5年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当となった家計急変世帯の世帯主

## 2. 申請方法

### 住民税非課税世帯

#### 支給のお知らせが届いた世帯

令和5年12月下旬から令和6年1月上旬に「支給のお知らせ」が届いた世帯はお手続きの必要はありません（物価高騰重点支援給付金（3万円）を受給しており、世帯の構成に変更がない世帯など）。

上記の世帯については、令和6年1月25日（木）に過去に給付金を受給された口座または公金受取口座へ振り込みましたので、通帳をご確認ください。



#### 確認書・申請書が届いた世帯

給付金を受け取るには**手続きが必要**です。1月中旬から下旬に町から届く確認書、または申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に返送してください。

※対象者は振込先の口座が確認できない世帯、または住民税が未申告の人がいる世帯などです。

#### ▶申請期限

**令和6年3月15日（金）**

### 家計急変世帯

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。町福祉課で配布する申請書に必要事項を記入して提出してください。（申請書は、町公式ウェブサイトからもダウンロードできます。）令和5年の収入額が確認できる書類などが必要です。

#### ▶申請期限

**令和6年3月15日（金）**

#### 住民税非課税相当とは

世帯員全員の年収見込額（令和5年1月以降の任意の1カ月の収入×12カ月分）が住民税均等割非課税世帯水準以下であることを指します。詳しくは、令和5年中の給与明細書や源泉徴収票などを準備して町福祉課へご相談ください。



予期せず収入が減少してないのに給付金を申請すると、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

## 3. お問い合わせ先

甲佐町役場 福祉課

**☎096-234-1114**

（受付）平日 / 午前9時～午後5時

給付金を装った詐欺に注意!!

**絶対に教えない！ 渡さない！**

**マイナンバー**

**口座番号**

**通帳・キャッシュカード**

**暗証番号**

※ 町や国の機関から A T M の操作をお願いすることは絶対にありません。

怪しいと感じたら、すぐに **町役場** または **御船警察署（☎096-282-1110）** へお電話を！